

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年8月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300028号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300014号

## 第1 結論

平成13年10月から平成17年3月までの請求期間、同年4月から平成22年\*月までの請求期間及び平成23年3月から平成24年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年10月から平成17年3月まで  
② 平成17年4月から平成22年\*月まで  
③ 平成23年3月から平成24年3月まで

請求期間①及び③は、国民年金保険料の未納期間として記録されており、請求期間②は国民年金保険料の納付猶予期間と記録されているが、私は母親に国民年金保険料を毎月納付してもらっていたので、国民年金保険料を納付していないという意識はなく、国民年金保険料の納付猶予の申請をした覚えもない。母親は、私と私の兄の二人分の国民年金保険料を納付していたことを家計簿に記録していたので、調査の上、請求期間①、②及び③の年金記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料について、請求者の母親が請求者と請求者の兄の国民年金保険料を毎月納付していた旨陳述し、母親が記録していたとする平成13年に係る家計簿の写し(以下「家計簿」という。)を提出しているが、「国民年金2人分2万6,600円」と10回記載されていることが認められるものの、具体的に何年何月分に該当する国民年金保険料であるかの記載はなく、請求期間①、②及び③に係る請求者の国民年金保険料が当該家計簿に含まれているか否かについて確認することができない。

また、請求者の母親が、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付書により納付していたとするA郵便局は、保存年限経過のため国民年金保険料の収納を確認できる資料はないと回答していることから、請求者の請求内容を裏付ける資料は得られない。

さらに、請求者の母親は、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を金融機関及びコンビニエンスストアにおいても納付書により納付していた旨陳述しているが、具体的な

納付場所や納付時期については特定することができないと陳述しており、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

2 オンライン記録によると、請求期間②は国民年金保険料の納付猶予期間とされており、日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書（写）により、請求者は平成17年9月7日（受付）に国民年金保険料免除・納付猶予の申請を行い、30歳未満の者のみを対象とする納付猶予（以下「納付猶予」という。）に係る審査を希望し、納付猶予が承認された場合であって、翌年度以降も納付猶予に引き続き該当するときは、納付猶予の継続を希望する旨申し出ていることが確認できる。

3 請求期間①、②及び③については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された期間であることを踏まえると、請求期間①、②及び③に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。